

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

通達区分	例規通達
有効期間	30年

宮本務第573号
令和7年4月1日
宮城県警察本部長

警察署連絡所の設置及び運用に関する要綱の一部改正について（通達）

警察署連絡所については、「警察署連絡所の設置及び運用に関する要綱の一部改正について（通達）」（令和7年3月21日付け宮本務第430号）に基づき、交番・駐在所の配置及び運用の見直しに伴う警察活動を補うための拠点として活用しているところであるが、この度、別添のとおり警察署連絡所の設置及び運用に関する要綱の一部を改正したので、積極的かつ効果的な運用が図られるよう努められたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

交番・駐在所の再編整備に伴い、次の警察署連絡所を設置することとした。

- (1) 宮城県石巻警察署中里交番大瓜連絡所
- (2) 宮城県白石警察署蔵王駐在所宮連絡所
- (3) 宮城県白石警察署蔵王駐在所平沢連絡所

2 施行期日

令和7年4月1日

別添

警察署連絡所の設置及び運用に関する要綱

1 趣旨

この要綱は、警察署連絡所（以下「連絡所」という。）の設置、運用その他連絡所に関し必要な事項を定めるものとする。

2 設置

(1) 連絡所は、原則として、交番・駐在所の配置及び運用の見直しにより廃止される交番・駐在所の受持区域における治安の維持、地域住民の利便性の向上等を図るため必要がある場合に設置することとし、その施設は、当該廃止される交番・駐在所の施設を継続して使用するものとする。

(2) 警察署長は、前記(1)に規定する事由以外であっても、必要がある場合には、事前に設置の場所、期間、理由等を付して上申し、承認を受けた上で連絡所を開設することができる。

3 名称及び位置

連絡所の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

4 門標

連絡所には、別表第2の門標を掲げるものとする。

5 活動

(1) 警察署長は、交番・駐在所の活動を補うための拠点として、勤務員を一定時間連絡所で勤務させることにより連絡所を運用するものとし、主として次の活動を行う際に使用するものとする。

ア 警戒及び警ら

イ 急訴事案の処理

ウ 防犯、事故防止等の指導又は連絡

エ 諸願届の受理

オ 警察相談及び警察広報

カ その他交番・駐在所の補助的活動

(2) 警察署長は、地域の特性等に応じ連絡所の積極的な活用を図ることとし、また、連絡所を地域の防犯・交通関係団体等の活動拠点として提供することについても配慮するものとする。

6 運用計画

警察署長は、連絡所の開設日時、勤務員の指定、活動方法等の具体的な運用計画を策定するとともに、地域住民に対し、開設日時をあらかじめ周知するなどして、連絡所の効果的な運用に努めるものとする。

7 廃止

警察署長は、連絡所を廃止する必要があると認めるときは、その理由を付して上申するものとする。

別表第 1

名 称	位 置
宮城県泉警察署泉交番鶴が丘連絡所	仙台市泉区鶴が丘二丁目 9 番地の10
宮城県石巻警察署中里交番大瓜連絡所	石巻市大瓜字亀山待井38番地 4
宮城県石巻警察署矢本交番赤井連絡所	東松島市赤井字川前三番153番地 1
宮城県塩釜警察署多賀城交番大代連絡所	多賀城市大代三丁目 7 番70号
宮城県気仙沼警察署唐桑駐在所小原木連絡所	気仙沼市唐桑町岩井沢103番地 1
宮城県古川警察署古川駅前交番敷玉連絡所	大崎市古川石森字天王山 2 番地 5
宮城県古川警察署古川西交番西古川連絡所	大崎市古川新堀字旭町52
宮城県大和警察署大郷駐在所田布施連絡所	黒川郡大郷町味明字樋場上69番地の 1
宮城県大和警察署大郷駐在所大松沢連絡所	黒川郡大郷町大松沢字堤下43番地
宮城県栗原警察署若柳幹部交番有賀連絡所	栗原市若柳武鎗字新上町浦79番地 5
宮城県栗原警察署若柳幹部交番畑岡連絡所	栗原市若柳字上畑岡夷穴143番地 1
宮城県大河原警察署村田駐在所沼辺連絡所	柴田郡村田町大字沼辺字学校前117番地
宮城県白石警察署蔵王駐在所宮連絡所	刈田郡蔵王町宮字町43番地
宮城県白石警察署蔵王駐在所平沢連絡所	刈田郡蔵王町大字平沢字寺前48番地

別表第2

1 門標の様式

(1) 交番の受持区域内にある連絡所

(2) 駐在所の受持区域内にある連絡所

警○
察
署○
△
△
交
番
□
□
連
絡
所

警○
察
署○
△
△
駐
在
所
□
□
連
絡
所

備考 それぞれ門標を掲げる組織に応じて警察署名等を記入する。

2 門標の規格

縦を100センチメートルと、横を25センチメートルとする。